

滋賀県総合経済・雇用対策本部 本部員会議 次第

(令和7年度 第1回)

日 時 : 令和7年(2025年)4月22日(火)

11:30~11:50

場 所 : プレスセンター

(滋賀県危機管理センター1階)

議 題

1 米国関税措置にかかる本県の状況と対応の方向性について

(1) 米国関税措置の経過および滋賀県内の状況について 【資料1】

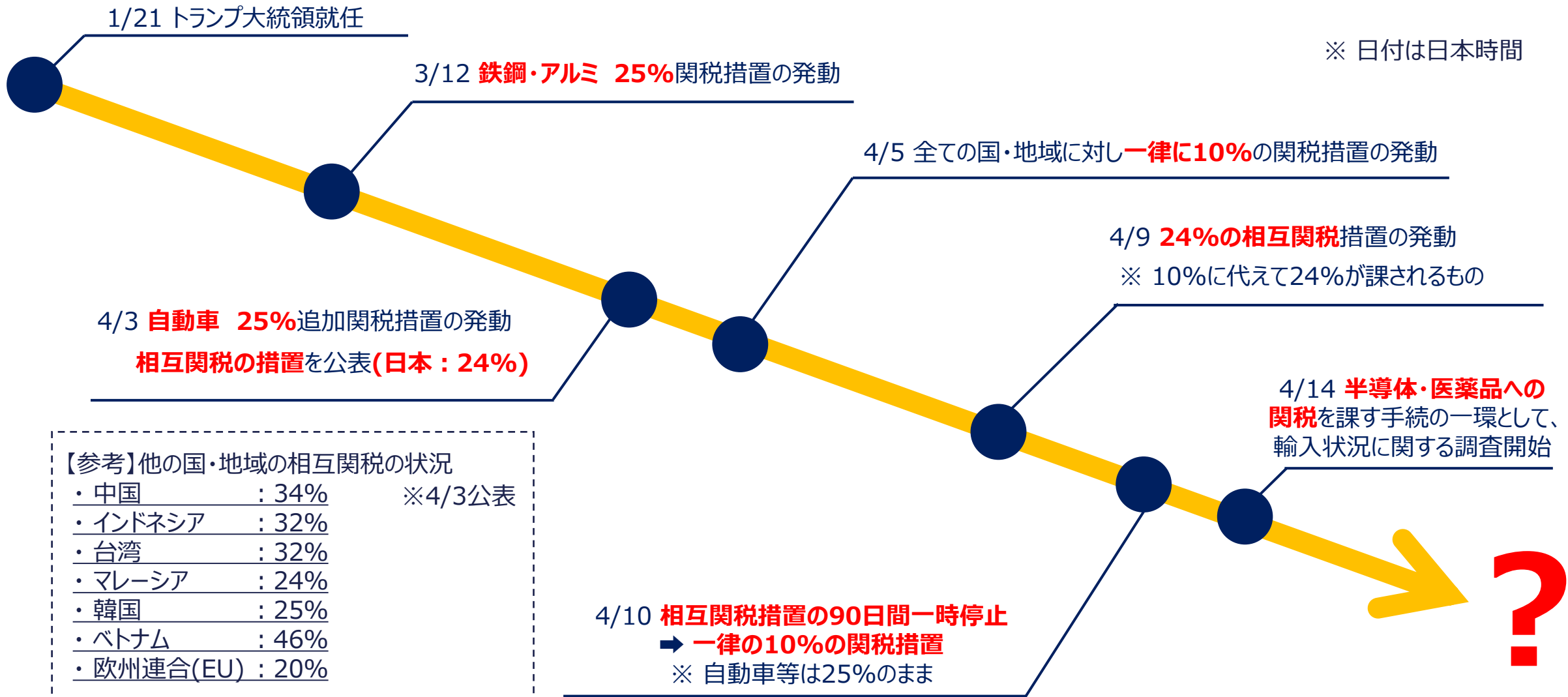
(2) 県内の相談状況について 【資料2】

(3) 県内の雇用情勢について 【資料3】

(4) これまでの対応状況および当面の対応の方向性について 【資料4】

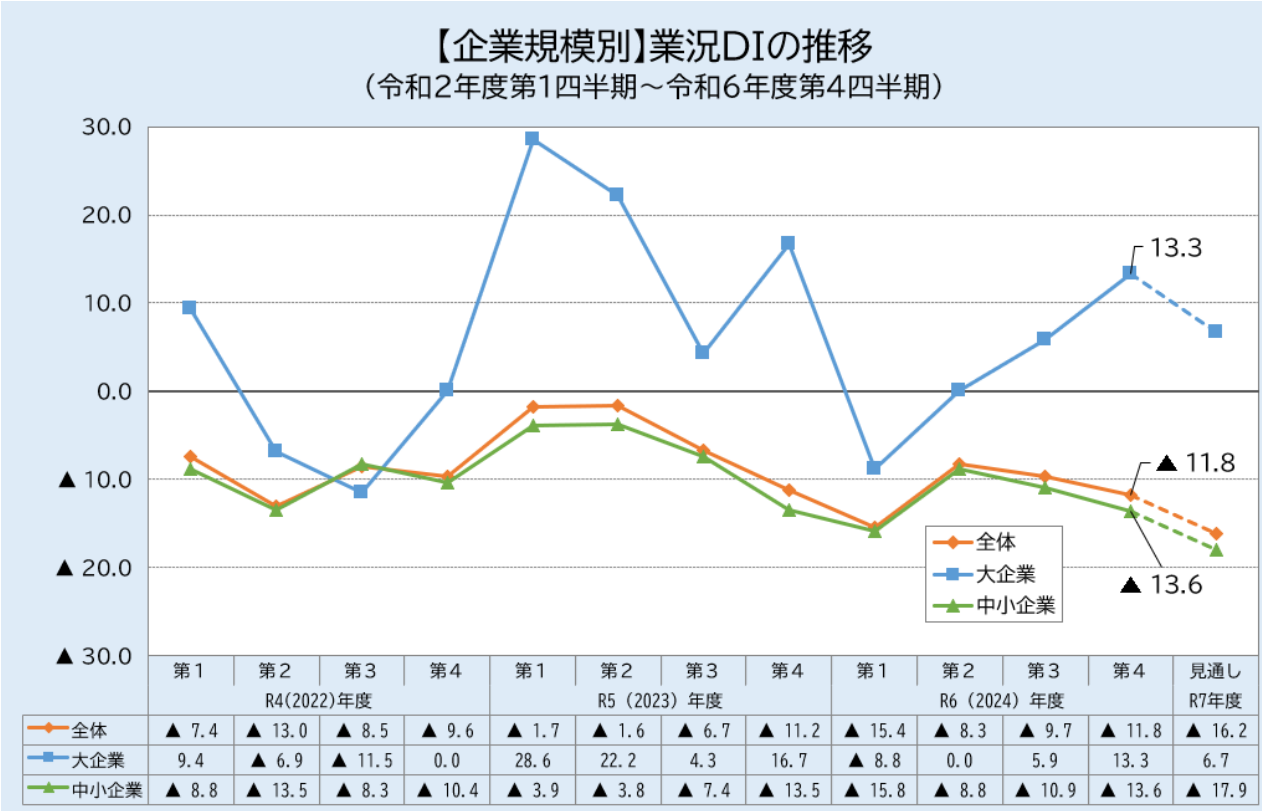
1. 米国関税措置の経過について

- 年明け以降、米国関税措置の状況は目まぐるしく変遷しており、今後の見通しも不透明な状況。

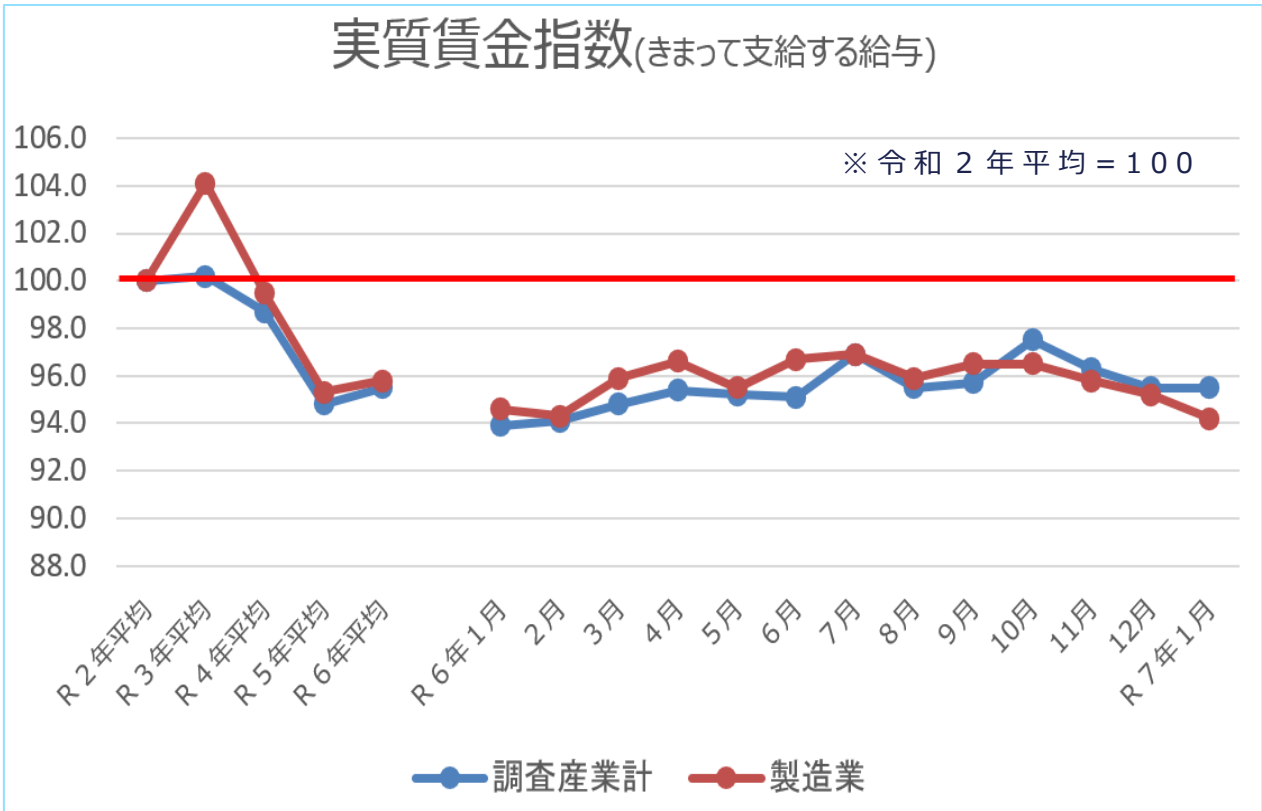


2. 滋賀県内の状況について① ～ 県内企業の業況等の推移 ～

- 本県実施の景況調査(令和6年度第4四半期)では、大企業に係る業況DIはプラス圏で改善傾向にあるものの、中小企業は▲13.6。
- 本県の物価上昇を反映した本年1月の実質賃金指数は95.5(調査産業計、事業所規模5人以上)であり、物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状況。なお、製造業では94.2。



※滋賀県景況調査(令和6年度第4四半期)より作成



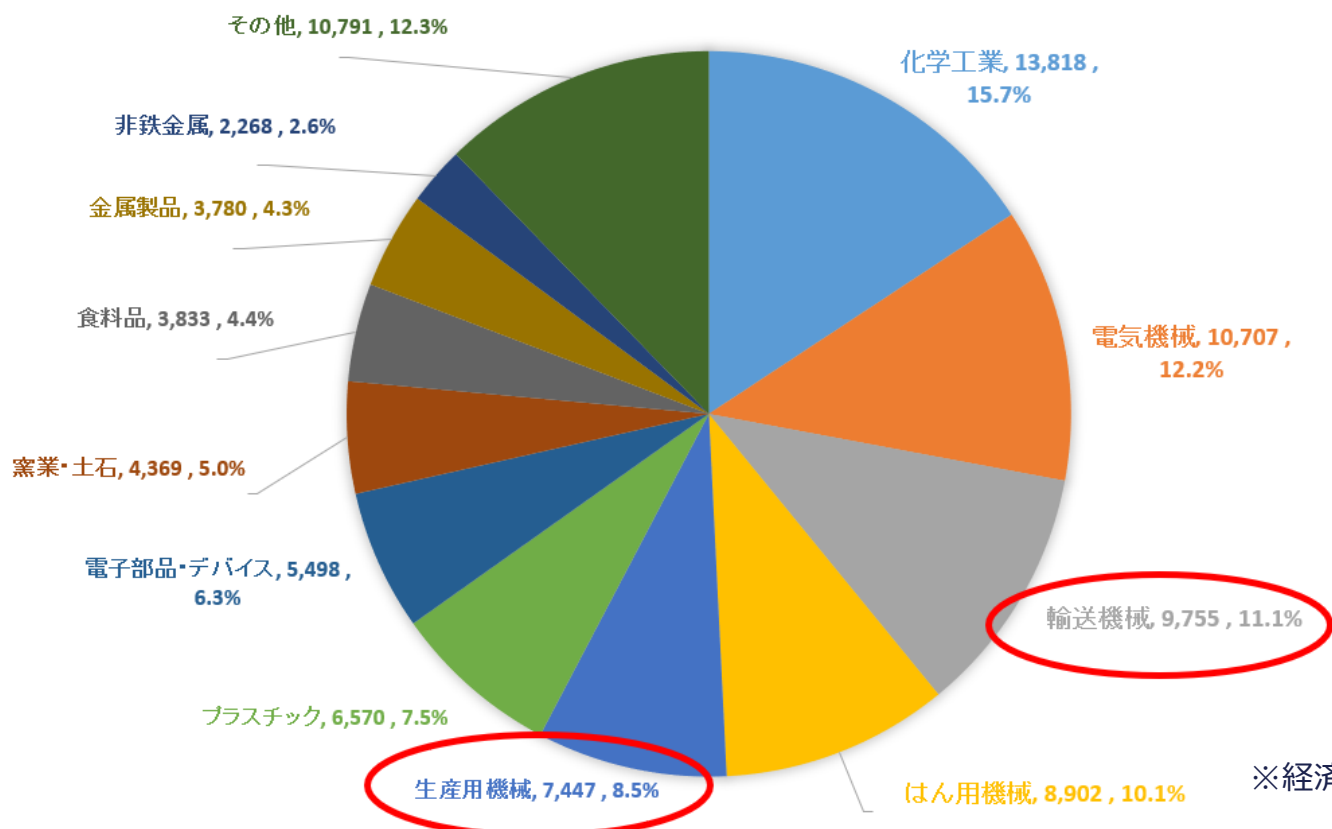
※厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査月報(R7.1分)」

2. 滋賀県内の状況について② ～ 県内の経済構造について ～

- 本県は、県内総生産に占める製造業の割合が44.0%(全国1位)の屈指のものづくり県。
- 製造品出荷額を業種別にみると、多い順に化学工業、電気機械、輸送機械、はん用機械。この4業種で全体の約49%を占めており、輸送用機械は11.1%(第3位)を占める。
- 半導体製造装置(生産用機械)の製造品出荷額は全国4位となっている。

〔業種別〕製造品出荷額

(単位：億円)



半導体製造装置の製造品出荷額

	出荷額 (億円)
宮城県	4,250
熊本県	3,970
山梨県	2,787
滋賀県	2,039

※総務省「令和3年度経済センサス」

※経済産業省「2023経済構造実態調査(製造業事業所調査)」

2. 滋賀県内の状況について③ ～ 相談窓口の状況、個別事業者の声 等～

- 県内の特別相談窓口^(注)の相談受付件数は、4/17時点で7件。
- 個別事業者等への聴き取り(関係機関等経由含む)では、「生産調整等の悪影響がでるかもしれない」、「影響がわからず様子を見るしかない」との声がある。
- また、民間調査結果(4/1～8実施)によると、「トランプ関税」で約6割がマイナス影響。
- 一方で、「影響されずに、本当にやるべきことに力を注ぐ」との声がある。

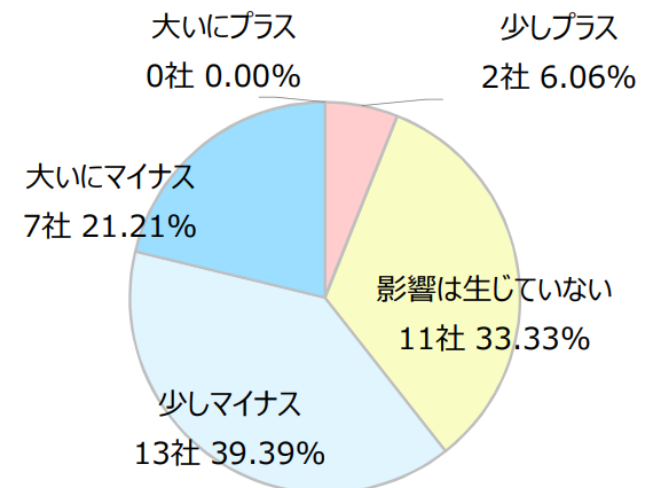
相談件数

4/4	4/7	4/11	4/17
0	0	3	7

個別事業者等の声

- 今後影響が生じるとは思われるが、現在は情報収集中。
- 影響がわからないので、様子を見るしかない。
- 取引先(大手)がどういった対応を取るか注視。
- 今後の状況によっては、生産調整等の悪影響は出るかもしれない。
- 直接の影響がなくても、3か月後、半年後にボディーブローのように効いてくるのではないか。
- すでに拠点がある米国での体制強化等も考えるかもしれない。
- 今、アメリカの関税の動きを受けて動くことはない。影響されず、本当にやるべきことに力を注ぎたい。

Q.ドナルド・トランプ米大統領は日本を含め諸外国からの輸入品への関税引き上げの方針を示しています。アメリカの関税引き上げは貴社の業績にどのように影響しますか？
(単一回答) ※県内33社



- 特別相談窓口機関への聴き取りによる方法で件数・概要を把握。
- 相談事項は、今後の取引への懸念、為替変動の影響など。

(注) 県内においては、日本政策金融公庫、商工中金、滋賀県信用保証協会、各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点(滋賀県産業支援プラザ内)の計16か所

※株式会社東京商工リサーチ滋賀支店
「滋賀県 2025年4月『トランプ関税』に関するアンケート調査」⁴

2. 滋賀県内の状況について④ ～ 農業・水産業 ～

現状

- 本県の主要な農畜水産物の輸出品目は、緑茶、牛肉、米の3品目
- これら3品目の日本全体の輸出の状況について、緑茶と牛肉はアメリカ向けの輸出が1位となっており、米は2位となっている（都道府県別の状況は把握できない）。
- 農林水産省では農林水産物・食品分野に係る米国の関税措置対策チームを4月8日に設置。品目ごとの米国向けの輸出への影響について分析し必要な対策を検討。
- 本県においても、JA、日本政策金融公庫や主な輸出3品目を取り扱う団体等への聞き取りを実施したところ、現時点では影響は確認されず、事業者からの相談もない状況。

日本全体の緑茶、牛肉および米の輸出額等

品目	対世界 ・輸出額①	対米国 ・輸出額②	米国のシェア (②/①)
緑茶	364億円	161億円	44%
牛肉	648億円	135億円	21%
米	120億円	25億円	21%

※財務省「貿易統計」をもとに農林水産省が作成

対応状況

- 国からの通知を受け、県からJA等農業関係金融機関に対し、4月11日付けで「資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予等について特段の配慮」を依頼したところ。
- また、日本政策金融公庫の支店で相談窓口を設けられたとともに、適応される融資制度をホームページに掲載されたところ。
- 今後、国や関係機関・団体等と連携の上、必要な対応を検討していく。

- 2025年2月2日、ジェトロ本部に「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」を設置。北米地域等を専門とする専門家を配置し、広く日本企業からの個別相談に対応。
- 全国49カ所（大阪本部含む）の国内事務所と76カ所の海外事務所に相談窓口を設置し、本部と連携して4月17日までに1,300件超の相談に対応。相互関税が発表された4月3日(日本時間)以降、**850件超**。
- ジェトロ滋賀ではこれまでに5社からの相談に対応。うち4月3日の相互関税の発表以降の相談は3社。関税措置の詳細（適用対象か否か[日本・第3国]、関税率等）に関する相談が大半。
- 特設ページ「第2次トランプ政権の動向」を開設。関税引き上げによる日本への影響など最新動向を発信。

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口の設置について



2025年02月02日

第2次トランプ政権が発表した関税措置により、賦課対象となった地域に展開する日本企業の事業運営にも影響が予想されます。かかる状況を踏まえ、ジェトロでは中小企業等の日本企業の皆様の活動を支援するため、経済産業省と共同で「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」をジェトロの北米およびメキシコ、中国事務所、本部および国内事務所に設置するとともに、ジェトロのホームページの特設ページを通じたトランプ政権の動向など有益な情報提供を行います。

1. 「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」の設置

ジェトロ本部に「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」を設置し、北米地域等を専門とする専門家を配置し、広く日本企業からの個別相談対応に当たります。また、米国、カナダ、メキシコおよび中国の各事務所や、全国49カ所（大阪本部含む）の国内事務所にも相談窓口を設置し、本部と連携して相談対応に当たることとしています。相談窓口のお問い合わせ先は以下の通りです。最寄りの事務所までご連絡ください。

ジェトロ本部「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」

電話でのご相談	03-3582-5651
オンラインでのお申込み	▶ お申込み

特集

第2次トランプ政権の動向



2024年の大統領選挙で勝利したドナルド・トランプ氏が2025年1月20日、第47代大統領として返り咲きました。追加関税など保護主義的な政策方針を掲げる一方、減税や規制緩和といったビジネス環境整備にも取り組む意向で、それら政策が米国関連のビジネス活動にどのような影響を与えるか注目されます。本ページではトランプ政権の最新動向にかかる様々な情報を随時ご紹介していきます。

[▶ 最新ニュース](#) [▶ 地域・分析レポート](#)[・第1次トランプ政権の動向](#) [・バイデン政権の動向](#) [・米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を取り巻く環境](#)

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口の設置について

第2次トランプ政権が発表した関税措置により、賦課対象となった地域に展開する日本企業の事業運営にも影響が予想されます。かかる状況を踏まえ、ジェトロは経済産業省と共同で「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」を米国、カナダ、メキシコおよび中国の各事務所や、全国49カ所（大阪本部含む）の国内事務所に設置し、北米地域等を専門とする専門家を配置し、広く日本企業からの個別相談対応に当たります。

[▶ 記者発表：米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口の設置について](#)

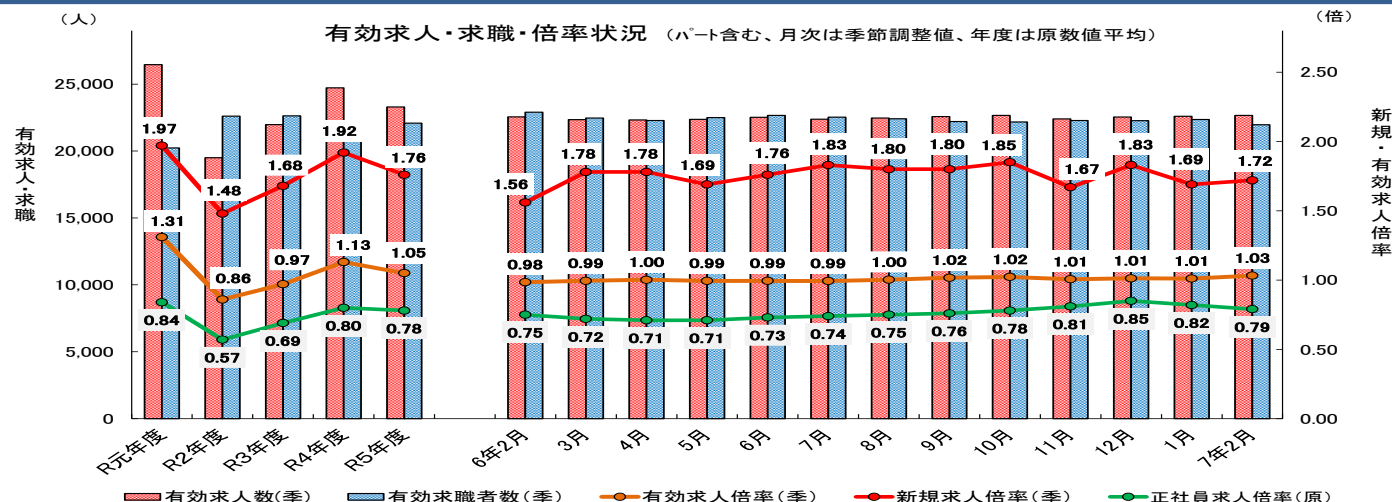
現下の雇用情勢

県内の雇用情勢は、持ち直しの動きにやや弱さが見られる。
物価の上昇等が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。

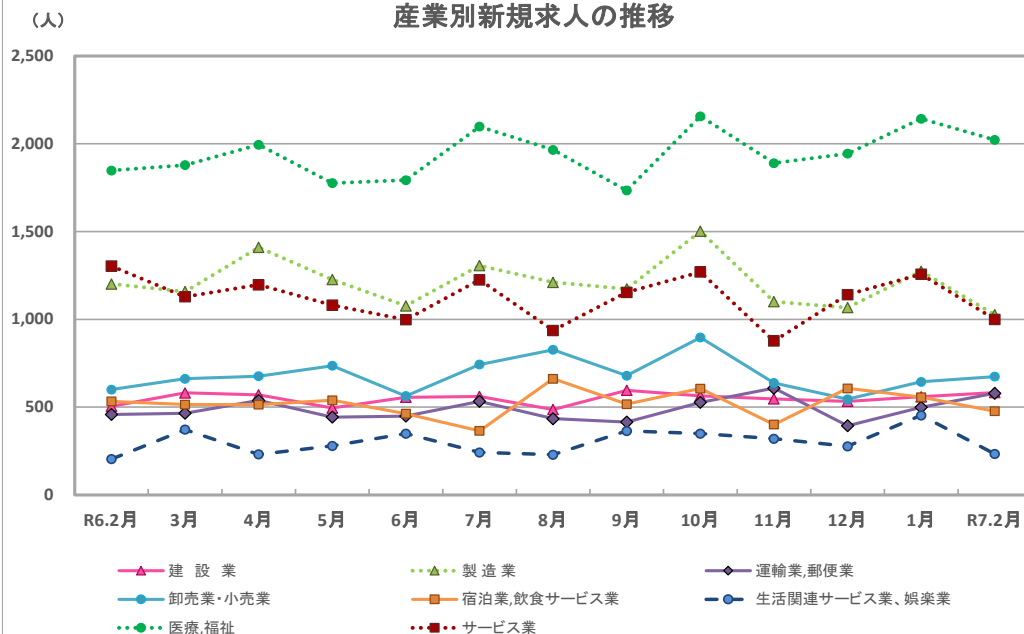
○ 一般職業紹介状況 （令和7年2月分）

- ・有効求人倍率（季節調整値）
1.03倍（前月比 +0.02P）
- ・新規求人倍率（季節調整値）
1.72倍（前月比 +0.03P）
- ・正社員有効求人倍率（原数値）
0.79倍（前年同月比 +0.04P）

※求人・求職の状況（前年同月比）
有効求人数 25,575 (0.6%)
有効求職者数 22,080 (▲3.8%)



産業別新規求人の推移



○ 産業別新規求人数の状況（原数値）

	令和7年2月		令和6年2月
		前年同月比	
建設業	583	15.4%	505
製造業	1,026	▲14.6%	1,202
情報通信業	17	▲66.0%	50
運輸業、郵便業	579	(26.4%)	458
卸売業、小売業	674	(12.3%)	600
学術研究、専門・技術サービス業	73	▲50.0%	146
宿泊業、飲食サービス業	477	▲10.5%	533
生活関連サービス業、娯楽業	233	14.2%	204
教育、学術支援業	283	▲7.5%	306
医療、福祉	2,022	(9.4%)	1,848
サービス業	1,000	(▲23.3%)	1,304

（注）令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について（）で示している。

1. これまでの対応状況

- 4/3(木)の米国の相互関税措置等の発表以降、国の対応も踏まえて、特別相談窓口設置の周知、関係機関と連携した相談状況の把握の他、滋賀県ホームページ内に特設ページを開設。

	国 等		県
4/3(木)	経済産業省	米国関税対策本部設置、短期の対応発表	
4/4(金)			県内の特別相談窓口について資料提供 / 以降、相談状況の把握
4/7(月)~	経済産業省	プッシュ型影響把握(4/7群馬、4/10広島)	
4/8(火)	内閣官房	第1回米国の関税措置に関する総合対策本部	【知事定例会見】特別相談窓口についてお知らせ
4/10(木)	近畿経済産業局	近畿地域米国関税対策連絡会議	左記会議、オブザーバー参加
4/11(金)	内閣官房	第2回米国の関税措置に関する総合対策本部	
〃	経済産業省	第2回米国関税対策本部	
4/15(火)			滋賀県ホームページ内に米国関税措置に係る特設ページを開設について資料提供、関係経済団体へお知らせ 【知事定例会見】特設ページの開設についてお知らせ
4/17(木)	対米交渉開始		
4/18(金)	JETRO	緊急ウェビナー「トランプ政権の関税政策」	左記説明会、参加
4/22(火)			滋賀県総合経済・雇用対策本部の開催

2. 当面の対応の方向性

- 米国関税措置の状況は変化が激しいうえ、国においては対米交渉が開始されており、今後の見通しが不透明かつ長期化することも想定。進みつつある設備投資や賃上げが腰折れしないか懸念される。
- 米国関税措置の中にあっても、関係機関と密に連携しながら「幅広く情報収集」を行い、「適時適切に情報提供」するとともに、まずは、本県当初予算に計上している「『稼ぐ力』を強化する各事業等を活用」いただけるよう対応。そのうえで国の動向等を踏まえ必要に応じて支援策を検討。

幅広く情報収集
適時適切に情報提供

- 特別相談窓口の相談状況の把握
- 国・近隣府県・県内市町、関係機関、経済関係団体や農業関係団体と連携し情報収集・情報提供
- 県景況調査を活用した県内事業者の状況把握 等

既存施策を
早期かつ着実に届ける

- 滋賀県ホームページに開設した特設ページについて、相談窓口の案内や国支援策など県内事業者の皆さんに必要な情報を追加し、内容を充実
- R7年度当初予算で用意している「稼ぐ力」の強化をはじめとする事業を早期に実施

経営基盤の下支え：融資・資金繰り(中小企業振興資金)

稼ぐ力の強化：生産性向上(未来投資総合補助金)、技術開発(中小企業新技術開発プロジェクト補助金)、設備投資(産業立地戦略推進助成金)、人材育成・確保(滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点による支援)、海外展開(グローバル市場魅力向上支援事業補助金) 等々

国における支援策の検討状況や県内事業者の状況を踏まえて必要に応じて支援策を検討する。

● ご利用いただける施策等

経営基盤 の下支え

融資・資金繰り

経営基盤の強化や事業の発展のために資金が必要なとき

中小企業振興資金

稼ぐ力の 強化

生産性向上・新事業展開

生産性向上や新事業展開、人材育成など、未来を見据えた取組を行おうとするとき

滋賀県未来投資総合補助金

新商品の開発や生産・新サービスの開発や提供等の事業計画について承認を受けたいとき

経営革新計画の承認

技術開発

技術開発への挑戦時に研究開発資金が必要なとき

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金

技術的な問題や課題について相談したいとき

工業技術総合センター、東北部工業技術センターによる技術面での支援

設備投資

滋賀県が重点的に立地を推進する産業分野の企業が設備投資を行うとき

産業立地戦略推進助成金

地域の特性を活かした新しい事業展開等を行うにあたって設備投資をしようとするとき

地域未来投資促進法に基づく設備投資等に対する支援措置

新規立地や増設に伴う設備投資について相談したいとき

滋賀県産業立地サポートセンター

稼ぐ力の 強化 (つづき)

人材育成・確保	
企業の新事業展開や販路開拓、経営基盤強化などを実現する中核人材の採用や活用について相談したいとき	滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点による支援
若年層(35歳未満)の人材確保・定着を目指すとき	若年層等確保・定着支援事業
計画的な賃上げ・人材確保に向けた就業規則の見直しを実施するとき	中小企業等賃上げ・人材確保環境整備応援事業補助金
海外展開	
自社の製品・サービスの魅力を向上させ、海外販路の開拓を目指すとき	グローバル市場魅力向上支援事業補助金
ベトナムでビジネス展開等を検討したいとき	ベトナムビジネスサポートデスクによる支援
台湾等でビジネス展開等を検討したいとき	台湾等におけるビジネスサポートデスクの設置

● 米国関税措置に係る特設ページ

滋賀県ホームページでは、米国関税措置に係る相談窓口や活用可能な県等の事業などを掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/343506.html>



● 滋賀県における主な資金繰り支援

資金	セーフティネット資金	緊急経済対策資金	【参考：日本政策金融公庫】 経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)
融資対象者	国が指定するセーフティネット保証 (業況悪化業種等)の対象に該当する者など	売上高等が5%以上減少している者 など	社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中長期的には回復かつ発展が見込まれる者
融資限度額	1億円	5,000万円	7億2,000万円(中小企業事業) 4,800万円(国民生活事業)
融資利率	1.2%	1.45%	基準利率(中小企業2.05%~) (国民生活事業2.90%~) ※4/1現在。担保の有無等により異なる
信用保証料率	0.3~1.75%	0.45~1.2%	—
融資期間	7~10年(運転)、10年(設備)	7年	15年(設備)、8年(運転)